

1 保健所

【保健総務課】

1 沿革

年月	内容
平成 15 年 4 月	千葉県船橋合同庁舎の 3、4 階部分（旧千葉県船橋保健所の一部）を使用して保健所を開設する。
平成 16 年 7 月	性感染症の拡大防止を図るため、エイズ検査に併せてクラミジア・梅毒の検査を開始する。
平成 19 年 4 月	潮見町に動物愛護指導センターを開設する。
平成 19 年 7 月	B・C 型ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療のため肝炎ウイルス検査を開始する。
平成 23 年 8 月	保健所専門職の人材育成を図ることを目的に柏市と「保健所職員の人事交流に関する協定書」を締結する。
平成 24 年 5 月	さらに柏市と大規模な健康危機発生時、被害を最小限にとどめるため、「健康危機発生時における保健所業務相互支援に関する協定書」を締結する。
平成 25 年 10 月	船橋市医療安全支援センターを設置。
平成 26 年 3 月	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画として、新たに「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成。
平成 27 年 10 月	北本町に開設した保健福祉センター内に保健所を移転。組織改正により、総務課、地域保健課、健康づくり課、保健予防課、衛生指導課の 5 課体制となる。
平成 29 年 4 月	病院等への立ち入り業務や、大規模災害時における災害医療対策、新型インフルエンザ対策等において、更なる連携強化を図り一体的に業務を行うため、総務課と保健予防課を統合し、保健総務課を新設する。これにより、保健総務課、地域保健課、健康づくり課、衛生指導課の 4 課体制となる。
平成 31 年 4 月	組織改正により、保健総務課から疾病対策係と精神保健福祉係が地域保健課に移管。
令和 2 年 2 月	船橋市新型コロナウイルス感染症対策保健所本部を設置。
令和 3 年 5 月	船橋市衛生試験所として地方衛生研究所全国協議会に加入。
令和 3 年 6 月	新型コロナウイルスワクチン接種に対応するため、健康づくり課内に新型コロナウイルスワクチン接種事業を専任で担当する組織を設置。
令和 5 年 4 月	組織改正により、感染症対策等を所管する健康危機対策課を新設し、保健総務課から結核感染症係、検査係、災害医療対策係を移管する。また、地域保健課と健康づくり課を健康部に移管し、地域保健課から疾病対策係と精神保健福祉係を保健総務課に移管する。これにより、保健総務課、健康危機対策課、衛生指導課の 3 課体制となる。

保健所

令和 6 年 4 月	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命および健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発生およびまん延に備えるため、「船橋市感染症の予防のための施策の実施に関する計画（船橋市感染症予防計画）」を策定。
令和 7 年 4 月	組織改正により、健康危機対策課検査係を第三種事業所である衛生試験所として行政組織上に位置付け。

2 運営方針

地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、地域保健対策の総合的な推進を図るとともに、市民の健康と安全を守るため、地域における健康危機管理拠点として機能強化を図る。

3 施設の概要

施設の名称	所在地	延床面積
(1) 保健所	船橋市北本町 1-16-55 保健福祉センター内	2,294.25 m ²
(2) 動物愛護指導センター	船橋市潮見町 32-2	550.90 m ²

2 地域保健推進協議会の開催

【保健総務課】

保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項について審議するため協議会を開催する。
委員等の構成：学識経験者、各種関係団体の代表者、関係行政機関の委員 16 名。

3 健康危機管理対策

【健康危機対策課】

感染症、食中毒、医薬品、飲料水、毒物劇物その他何らかの原因により住民の生命や健康を脅かす健康被害について、その発生予防に努めるとともに、発生時には被害の拡大を抑えるため情報の収集及び提供・医療救護・防疫対策等の対応を図る。

また、平時より地域の医療機関や県等との連携を図り健康危機管理体制の整備に努める。

4 感染症等対策

【健康危機対策課】

1 結核予防対策

結核対策は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、疫学調査・健康診断・患者管理・服薬支援（DOTS）・結核医療・発生動向調査等一貫した対策を行う。

結核・感染症患者の入院の可否、通院患者に対する適正な医療の普及及び医療費の公費負担に関して審議するため感染症診査協議会を設置している。

○結核患者登録者数 (単位：人)

年	区分	新規登録患者	年末現在登録患者
	令和4年		46
令和5年		55	117
令和6年		50	104

○結核患者個別支援・接触者健康診断実績

年度	区分	個別支援(件)		接触者健診(人)	
		訪問	面接等	対象者	要医療
令和4年度		108	1,949	371	2
令和5年度		183	2,151	287	1
令和6年度		165	2,776	225	2

○結核対策研修会

目的：高齢者の結核における特徴や基礎知識の普及

開催日：令和6年10月10日(木)

実施場所：船橋市保健福祉センター 3階健康診査室

講師：船橋中央病院 呼吸器内科部長 石川哲

参加人数：高齢者施設の施設職員等 29名

2 結核検診

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、65歳以上の市民を対象に胸部エックス線検査を実施している。

○受診者実績 (単位：人)

年度	区分	65歳以上の市民		
		受診者数	異常なし (精検不要)	要精検
令和4年度		8	8	—
令和5年度		7	5	2
令和6年度		4	4	—

保健所

3 感染症予防対策

感染症の予防及び発生時のまん延防止に努め、患者の人権に配慮しながら市民の安全な生活を守るため感染症に関する情報の発信・知識普及に努め市民への予防啓発活動を行う。

○届出数

(単位：件)

区分 年	細菌性赤痢	腸管出血性 大腸菌感染	コレラ	腸チフス パラチフス	※その他
令和4年	—	31	—	—	73
令和5年	—	21	—	—	110
令和6年	1	37	—	—	131

※4類（レジオネラ症等）、5類（梅毒、急性脳炎、百日咳等）の感染症

○個別支援実績

(単位：件)

区分 年度	訪問	面接	電話
令和4年度	33	48	1,366
令和5年度	21	54	1,202
令和6年度	34	71	2,003

(ア) 蚊媒介感染症に関する蚊の密度及びウイルス保有調査

デング熱に代表される蚊媒介感染症の平常時対策として、平成27年6月から調査地点で蚊を捕獲して定期的な媒介蚊の発生状況やウイルス保有状況の調査を開始した。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から5年度まで調査を中止していたが、令和6年度から再開している。

実施日：令和6年9月24日

実施場所：長津川調節池2地点

検査結果：A地点 採取数：3 (3) 陰性

B地点 採取数：12 (7) 陰性

※採取数：カッコ内は採取したヒトスジシマカのうち、メスの個体数。

(イ) 「0（ゼロ）のつく日はボウフラ・ゼロ」運動の実施

デング熱などの感染症を媒介する蚊の発生予防のため、4月から8月の毎月10日・20日・30日を屋外点検の日として、ヒトスジシマカなど蚊の幼虫の発生源をなくす取り組みを平成27年度より開始した。また自らの手で行う予防策として市民にも周知啓発を実施している。

(ウ) 感染症対策研修会（施設管理者向け）の実施

目的：講義・グループワークを通じて、各高齢者施設で実施している感染症対策の課題等を認識し、感染症の発生・拡大予防のために取り組むべき感染症対策を見直す機会を提供する。

開催日：令和6年11月11日（月）

実施場所：船橋市役所11階大会議室

講師：保健所職員、感染管理認定看護師

参加人数：高齢者施設入所施設管理者等 52名

備考：本研修と同様の資料を指導監査課主催の集団指導（オンライン形式）に提供。

4 エイズ予防対策

エイズのまん延防止のために予防啓発普及活動に努め、相談（随時）、検査体制を整備し、H I V検査に併せて梅毒、クラミジア検査を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年度は一部中止したが、令和5年度以降は平日20回、休日4回の検査を実施している。

○エイズ予防事業実績

（単位：件）

区分 年度	相談	H I V検査	梅毒抗体検査	クラミジア 抗原検査
令和4年度	40	567	516	500
令和5年度	59	713	673	630
令和6年度	39	678	636	599

5 肝炎対策

B・C型ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療のため、相談、検査を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年度は一部中止したが、令和5年度以降は12回の検査を実施している。

○肝炎ウイルス検査事業実績

（単位：件）

区分 年度	相談	検査
令和4年度	7	13
令和5年度	8	42
令和6年度	4	31

6 新型コロナウイルス感染症対策

(ア) クラスタ（集団感染）対策

クラスタにならないための感染拡大防止策として、高齢者施設、医療機関、学校及び保育園等（以下「施設等」という。）の日々の健康観察等が重要であるため、平時からの感染症対策の適切な方法等について、関係部署と連携体制をとり、周知、指導等を行っている。

また、クラスタが判明した場合には、積極的疫学調査の中で、感染症対策の取り組み状況の確認、感染拡大しないために必要な措置及び指導等を実施している。

○クラスタ発生件数

（単位：件）

年度	医療機関・高齢者施設等	保育園・幼稚園・学校・事業所
令和4年度	205	65
令和5年度	107	6
令和6年度	88	—

保健所

(イ) 高齢者施設等への感染対策確認（予防訪問）

高齢者施設等において平時に行われている感染対策の確認及び支援のため、個人防護具の使用状況や消毒液の配置状況、スタッフの配置等について現地で確認を行い、必要な指導・支援を行っている。

○予防訪問件数 (単位：件)

年度	高齢者施設等
令和 5 年度	110
令和 6 年度	9

(ウ) 検査体制

5 類移行後も、新たな変異株の出現に注意することが必要であることから、ゲノムサーベイランスの一環としてのゲノム解析等の検査を実施した(高齢者施設等の集団発生施設から提供を受けた検体により実施)。

○令和 6 年度 PCR 検査・抗原定性検査 (単位：件)

検査数	検査結果	
	陽性	陰性
61	58	3

○令和 6 年度 ゲノム解析（全塩基配列を解析することにより、変異株の種類を確定）

検査数 ・ 検体採取 延べ施設数	検査結果			
	合計	オミクロン株		判定 不能
		BA.2 系統	組換え系統	
		BA.2.86 系統	XEC 系統	
検査数 (件)	59	29	6	24
検体採取※ 延べ施設数 (施設)	25	15	5	5

※検査を実施した検体全てが判定不能であった施設のみ判定不能に計上し、検査を実施した検体の一部が判定不能であった施設は、検出された系統に計上した。

5 各種検査業務

【健康危機対策課】

感染症や食中毒等の健康危機対策及び日頃の地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上を図るため、令和 3（2021）年度に保健所検査室は船橋市衛生試験所として地方衛生研究所全国協議会に加入した。地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、関係機関と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行い、市民の健康維持、増進に努めている。

①調査研究	<p>学会発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内飲食店で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事例について (検査部門からの報告) 千葉県公衆衛生学会 口頭発表 2025年3月
②試験検査	<p>以下に記載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策に係る試験検査について 「4 感染症等対策」中、「6 新型コロナウイルス感染症対策」の、「(ウ)検査体制」を参照 ・上記を除く試験検査について 「5 各種検査業務」中、1から5までを参照
③研修指導・受講	<p>指導実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>受講実績 カッコ内は実施機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地疫学専門家養成研修 (国立感染症研究所。以下「感染研」。) ・保護具着用管理責任者養成講習会 (中央労働災害防止協会) ・衛生微生物技術協議会研究会 (感染研) ・食品化学検査研修 (千葉県衛生研究所。以下「県衛研」。) ・検査新任者研修 (県衛研) ・検査能力向上研修 (感染研) ・薬剤耐性菌技術研修 (感染研) ・地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部 ウイルス研究部会 (地方衛生研究所全国協議会。以下「地衛研協議会」) ・新興再興感染症技術研修 (風疹ウイルス) (感染研) ・結核診断研究会総会研修 (結核感染診断研究会) ・地衛研協議会関東甲信静ブロック地域レファレンスセンター会議 (地衛研協議会) ・地方衛生研究所等職員セミナー (地衛研協議会) ・地衛研協議会関東甲信静支部 地域保健総合推進事業 地域専門家会議 (地衛研協議会) ・希少感染症診断技術研修会 (感染研) ・地衛研協議会関東甲信静支部 細菌研究部会 (地衛研協議会) ・分子疫学研修 (県衛研) ・レジオネラ属菌検査フォローアップセミナー (島津ダイアグノスティクス) ・地域感染症情報センター担当者会議 (地衛研協議会) ・地衛研協議会ゲノム班会議 (地衛研協議会) ・地衛研協議会精度管理部会研修会 (地衛研協議会)
④公衆衛生情報等の収集・解析・提供	<p>5 類感染症患者数の推移を統計ソフトを用いて解析し、結果を保健所内に提供した。</p>

保健所

1 微生物学的検査業務

○感染症対策検便検査実績

(単位：件)

区分	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
腸管出血性大腸菌		167	86	93
赤痢菌		—	—	2

○食中毒関連対策検査実績

区分	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検体数（検体）		379	249	181
細菌検査（項目）		2,534	2,948	2390
ウイルス検査（項目）		135	130	127
ノロウイルス遺伝子型別解析（検体）		8	—	—

○感染性胃腸炎対策検査実績

区分	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検体数（検体）		55	3	5
ウイルス検査（項目）		152	15	20
ノロウイルス遺伝子型別解析（検体）		—	—	—

○院内感染対策検査実績

(単位：件)

区分	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検体数		—	—	—
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌 遺伝子パターン解析		—	—	—

○薬剤耐性菌検査実績

(単位：件)

区分	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検体数		13	1	3
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌		10	1	2
バンコマイシン耐性腸球菌		3	—	—
薬剤耐性アシネトバクター		—	—	1

○レジオネラ属菌検査実績

(単位：件)

区分	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検体数		2	1	3
喀痰	培養法	2	—	3
	菌種・血清群	1	1	2
	遺伝子パターン解析	—	1	—

○蚊媒介感染症検査実績

令和4年度の蚊の検査は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施なし。(単位：件)

区分		年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検体数			3	3	2
蚊	デングウイルス		—	—	2
	チクングニアウイルス		—	—	2
	ジカウイルス		—	—	2
血液・尿	デングウイルス		3	3	—
	チクングニアウイルス		3	3	—
	ジカウイルス		3	3	—

○麻しん・風しん検査実績

令和5年度から検体を開始した。(単位：件)

区分		年度	令和5年度	令和6年度
検体数			33	44
麻しんウイルス			33	44
麻しんウイルス遺伝子型別解析			—	1
風しんウイルス			33	44
風しんウイルス遺伝子型別解析			—	—

○エムボックス検査実績

(単位：件)

区分		年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検体数			—	6	5

2 臨床検査業務

原子爆弾被爆者の健康診断としての尿検査、エイズ予防対策としてのH I V検査、性感染症予防対策としての梅毒抗体検査、結核予防対策としてのクオンティフェロン(Q F T)検査、結核菌塗抹培養検査を実施する。

○臨床検査実績

(単位：件)

区分		年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
尿検査			19	22	12
H I V検査			567	713	678
梅毒抗体検査			516	673	636
Q F T検査			103	145	121
結核菌検査			—	3	—

3 食品衛生検査業務

食品の安全性を確保する目的で、食品等の細菌数及び病原起因菌等の微生物学的検査並びに理化学的検査を実施する。

保健所

○食品衛生検査実績

区分		年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収去食品細菌検査	検体数		24	138	134
	項目数		48	268	260
乳類規格試験	検体数		—	—	2
	項目数		—	—	8

4 環境衛生検査業務

公衆浴場等の衛生状態を確認するために、レジオネラ属菌等の検査を実施する。

○環境衛生検査実績

(単位：件)

区分		年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
レジオネラ属菌検査	培養法		21	73	89
	迅速法		11	56	54
	菌種・血清群		—	14	—
	遺伝子パターン解析		—	12	—
大腸菌群検査			—	6	32
大腸菌検査			—	—	19
過マンガン酸カリウム消費量検査			—	16	51

5 精度管理業務

検査結果の信頼性を確保する目的で、内部精度管理及び外部精度管理を実施する。

令和4年度の内部精度管理は、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小して実施した。

○内部精度管理実施実績

(単位：件)

区分		実施項目	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
細菌検査	添加回収試験	一般細菌数（生菌数）		2	12	13
	陽性対照試験	大腸菌群		2	11	12
		大腸菌		1	3	2
		黄色ブドウ球菌		—	—	—
		サルモネラ属菌		—	—	—
		腸炎ビブリオ		—	1	1
		クロストリジウム属菌		—	—	—
	繰り返し試験	一般細菌数（生菌数）		2	4	5

○外部精度管理実施実績

(単位：件)

調査機関	区分	年度			
		調査項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般財団法人 食品薬品 安全センター	細菌検査	一般細菌数	1	1	1
		大腸菌群	1	1	1
		大腸菌	1	1	1
		黄色ブドウ球菌	1	1	1
		サルモネラ属菌	1	1	1
		腸内細菌科菌群	—	1	1
厚生労働省	細菌検査	コレラ菌	1	1	1
	ウイルス検査	麻しん・風しんウイルス	—	1	1
		新型コロナウイルス	2	—	—
		新型コロナウイルス 遺伝子解析	1	1	—
千葉県衛生 研究所	細菌検査	カンピロバクター属菌	—	1	—
		腸管出血性大腸菌	1	—	—
		結核菌	—	—	1
	ウイルス検査	ノロウイルス	1	1	1
英国食料環 境研究庁	細菌検査	レジオネラ属菌	—	1	—
日水製薬株 式会社	細菌検査	レジオネラ属菌	1	—	—
島津ダイアグ ノスティクス 株式会社	細菌検査	レジオネラ属菌	—	—	1
特定非営利活 動法人結核感 染診断研究会	血液検査	QFT 検査	1	1	1

6 災害医療対策

【健康危機対策課】

災害時により多くの市民へ適切な治療等を提供できることを目指し、医療救護活動及び公衆衛生活動等の体制強化を図るため、船橋市地域災害医療対策会議や各種訓練等を実施している。

今後も、医療救護体制の強化を進め、発災直後の応急医療だけでなく、長期化する避難所生活においても医療を提供できるよう対策を図る。

(1) 発災直後の医療提供体制

本市では、震度6弱以上の地震が発生した際、市内9箇所の災害医療協力病院前に病院前救護所を開設し、市民を治療する体制としている。病院前救護所では、負傷した方をトリアージし、軽症者はその場で治療、中等

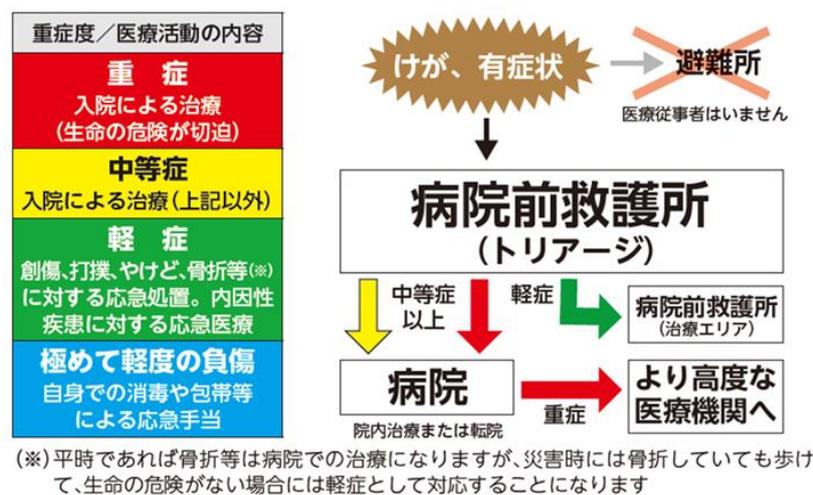
保健所

症者及び重症者は災害医療協力病院内で治療するが、状況により災害拠点病院（市立医療センター）等へ搬送することとなる。

また、大規模な震災下にあっては、多数の市民が来院し、それぞれの病院において軽症者に対する治療医薬品（消毒液など）の不足が見込まれることから、こうした医薬品等を災害医療協力病院と市が協力して備蓄している。

（単位：ヶ所）

医療提供の場所	設置数
災害拠点病院	1
災害医療協力病院	9
病院前救護所	9



(2) 会議

（単位：回）

会議名	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	船橋市地域災害医療対策会議		1	1
船橋市地域災害医療対策会議医療部会*		2	2	2
災害医療協力病院及び保健所の意見交換会		1	1	1

(3) 訓練・研修

（単位：回）

内容	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	病院前救護所設置・運営訓練		2★	4
災害医療対策本部運営訓練		1	2	2
その他訓練		2	—	1
研修		2	2	—

※ R6.4 に船橋市地域災害医療対策会議作業部会から船橋市地域災害医療対策会議医療部会へ名称変更

★新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

7 新たな感染症危機対策

【健康危機対策課】

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等感染症以外にも含めた幅広い感染症危機に備えるため「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定に着手するとともに、令和6年4月に策定した「船橋市感染症の予防のための施策の実施に関する計画（船橋市感染症予防計画）」に基づく取組状況や新たな感染症に対する医療体制等の構築などに関する協議のための会議を開催している。

また、感染症の感染拡大時に対応できる人材の確保・資質の向上を目的とした各種研修・訓練を行っている。

○会議

(単位：回)

会議名	年度	
	令和5年度	令和6年度
船橋市感染症対策連携会議	3	1
船橋市感染症対策連携会議地域医療専門部会	2	1

○訓練

(単位：回)

内容	年度
	令和6年度
新型インフルエンザ患者移送訓練	1

○研修

(単位：回)

内容	年度
	令和6年度
eラーニングによる感染症予防計画に基づく感染症対策研修	1
感染症対応研修（実践編）	2

8 統計情報提供業務

【保健総務課】

厚生行政施策等の基礎資料を得るため、人口動態等の統計調査を実施し得られた情報の提供及び活用を図る。

調査名	調査目的	令和6年度実施状況
① 人口動態調査	出生、死亡、婚姻、離婚、死産の5事象を動態統計的に把握するため実施	毎年1月～12月の出生数、死亡数、婚姻数、離婚数、死産数の調査を行う。 令和5年実績（令和6年分は未確定） 出生数 3,937人 死亡数 6,628人 婚姻数 2,830組 離婚数 854組 死産数 100胎
② 国民生活基礎調査（世帯票）	国民生活の基礎的事項を把握し、厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得るため実施	毎年6月頃を基準日として、対象となった世帯に、世帯票、健康票、介護票の調査を行う。（健康票、介護票については3年に1度の大規模調査時のみ実施）

保健所

③ 医療施設調査	病院及び診療所（以下「医療施設」という。）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得るため実施	<p>動態調査 毎月報告</p> <p>対象施設 開設、廃止、変更等のあった医療施設</p> <p>静態調査</p> <p>調査年 3年に1度 （令和6年度は調査年に該当しない）</p> <p>調査日 10月1日</p> <p>対象施設 市内全医療施設</p>
④ 患者調査	医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得るため実施	<p>対象施設 国が選定した医療施設</p> <p>調査年 3年に1度 （令和6年度は調査年に該当しない）</p> <p>実施対象及び調査日</p> <p>入院及び外来患者</p> <p>10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定める1日</p> <p>退院患者</p> <p>9月の1か月間</p>
⑤ 受療行動調査	医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、医療行政の基礎資料を得るため実施	<p>対象施設 国が選定した医療施設</p> <p>調査年 3年に1度 （令和6年度は調査年に該当しない）</p> <p>実施対象及び調査日</p> <p>無作為抽出した一般病院を利用する患者</p> <p>10月中旬の3日間のうち病院ごとに定める1日</p>
⑥ 医師・歯科医師・薬剤師統計	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名等による分布を明らかにし、医療行政の基礎資料を得るため実施	<p>調査年 2年に1度</p> <p>調査日 12月31日</p> <p>対象 医師・歯科医師・薬剤師</p>
⑦ 病院報告	病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得るため実施	<p>調査日 毎月末</p> <p>対象 市内22病院</p>

9 骨髄移植ドナー支援事業

【保健総務課】

白血病などの血液疾患の治療に必要となる骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）の登録や移植の推進を図るため、ドナーとドナーが従事する国内の事業所に奨励金を支給する（平成28年4月から）。

○支給額

ドナー	1日につき 20,000円
ドナーが従事する事業所	1日につき 10,000円

※いずれも7日を上限とする。

○令和6年度支給実績

ドナー	ドナーが従事する事業所	計
980,000 円	140,000 円	1,120,000 円

10 医事薬事関係業務

【保健総務課】

1 許可等事務に関すること

診療所・助産所の開設、開設許可事項の変更、2か所管理、診療所他の者管理、病室等の使用に関する許可のほか、衛生検査所の登録及び登録事項の変更や薬局・医薬品販売業、医療機器等販売業・貸与業の許可、毒物劇物販売業の登録等の事務を行う。

2 届出事務に関すること

診療所、助産所、歯科技工所、施術所の開設、開設許可届出事項の変更、廃止に関する届出の受理を行う。また、薬局・医薬品販売業、毒物劇物販売業に関する変更届出の受理等を行う。

3 国、県等への進達に関すること

医療従事者免許の新規、籍（名簿）訂正・書換、再交付等の申請。病院の開設、変更、廃止等の許可申請等のほか、医療法人の設立等の認可申請、決算等の届出や毒物劇物製造業、輸入業の登録申請、届出などを受理し、国、県等へ進達する。

○令和6年度医療従事者各種免許等の取り扱い状況

区分		総数
厚生労働 大臣免許	医師	40
	歯科医師	13
	薬剤師	135
	保健師	81
	助産師	7
	看護師	372
	理学療法士	123
	作業療法士	26
	臨床検査技師	32
	診療放射線技師	30
	衛生検査技師	0
	視能訓練士	4
知事免許	准看護師	18
	医薬品登録販売者	87

保健所

4 監視指導に関すること

医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法に基づき、病院、診療所、薬局、医薬品販売業者等に対して、計画的に立入検査（定期検査）を行うほか、新規開設時等に立入検査等を実施する。

○医事薬事関係施設・業種等一覧（令和7年3月末日現在）

施設・業種等	施設数	病床数	令和6年度 立入り延件数
病院	22	4,513	25
診療所（一般）	399	106	55
診療所（歯科）	320	—	17
薬局	240	—	63
薬局製剤製造業	15	—	4
薬局製剤製造販売業	15	—	4
医薬品店舗販売業	105	—	34
卸売販売業	29	—	12
高度管理医療機器等販売業	320	—	82
高度管理医療機器等貸与業	170	—	48
管理医療機器販売業	730	—	58
管理医療機器貸与業	73	—	30
毒物劇物販売業	115	—	39
毒物劇物業務上取扱者（届出施設）	7	—	1
特定毒物研究者	4	—	0

11 船橋市医療安全支援センター業務

【保健総務課】

医療安全推進協議会（以下、「協議会」という。）は、委員を医療安全に携わる者等のうちから選び、船橋市医療安全支援センターの運営方針や業務内容の検討を実施している。令和6年度は2回実施した。また、協議会の部会である事例検討部会を1回実施した。

さらに、医療に関する市民の相談等に対応し、市内医療機関に対し情報提供することにより、医療の安全と信頼を高めること等を目的として、医療安全相談窓口を設置している。

○令和6年度医療安全相談窓口実績

苦情件数	396
相談件数	486
計	882

12 栄養指導事業

【保健総務課】

地域住民の健康の増進を図るため、特定給食施設等の個別巡回指導や研修会の実施、食品の栄養成分表示や虚偽誇大表示等の相談や普及啓発を実施している。また、健康増進法に基づく国民健康・栄養調査等の統計調査の実施の他に調理師法及び栄養士法に関する免許交付等の業務を行っている。

1 給食施設指導

給食施設に対し、栄養管理の質の向上を図るため、個別巡回指導を行うとともに、設置者、管理者及び従事者を対象とした研修会を実施する。

○令和6年度給食施設個別巡回指導実施状況

施設種別	対象施設数	指導施設数
学校	98	29
病院	22	22
介護老人保健施設	13	2
老人福祉施設	31	9
児童福祉施設	88	23
社会福祉施設	4	2
事業所	25	5
自衛隊	1	0
その他	17	4

○令和6年度給食施設集団指導実施状況

研修会名	回数	参加者数
令和6年度給食施設従事者研修会	1	84
令和6年度給食施設研修会	1	33

2 食品の表示に関する相談及び指導

食品企業等を対象に、食品の栄養成分表示や誇大表示に関する相談及び指導を行う。

○令和6年度実績

指導内容	食品企業等の延相談・指導件数
食品表示（保健事項）	19
虚偽誇大広告	1

3 国民健康・栄養調査

国民の身体状況や栄養摂取量等の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図る基礎資料を得るため、国民健康・栄養調査を実施する。

○令和6年度実績

指定地区	1
対象世帯数	31
実施世帯数	9

保健所

4 調理師法関係業務

調理師法に基づき、調理師免許、調理師名簿訂正及び書換交付、再交付等の事務を行う。また、千葉県調理師試験の受験案内配布、願書受付を行う。

○令和6年度実績 調理師試験願書受付数：75件 調理師免許交付等件数：164件

5 栄養士法関係業務

栄養士法に基づき、栄養士・管理栄養士免許、栄養士・管理栄養士名簿訂正及び書換交付、再交付等の事務を行う。また、管理栄養士国家試験の受験案内配布及び栄養士免許の照合を行う。

○令和6年度実績 管理栄養士免許交付等件数：66件 栄養士免許交付等件数：80件

13 難病対策

【保健総務課】

1 難病対策

地方自治法に基づく千葉県知事の事務処理の特例及び協定により千葉県特定医療費支給認定等に関する申請受付や交付等窓口事務を行う。また、在宅で療養する難病患者及び家族を支援するため、保健師・難病訪問相談員等による相談指導及び講演会等を行っている。

○令和6年度未受給者数(延べ人数) 5,177件

○令和6年度保健指導件数

訪問相談	187件
面接相談	162件
電話相談	1,149件

2 非常用電源購入費用助成事業

在宅で人工呼吸器を使用し、または酸素療法を行う難病患者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(略称:障害者総合支援法)で規定する日常生活用具費の支給の対象とならない者が、災害時にも安心して日常生活を継続することができるよう、非常用電源の購入費用の一部を助成する。

○令和6年度助成件数 5件

3 小児慢性特定疾病医療費支給事業及び小児指定疾病医療費助成事業

小児の慢性疾病で治療が長期にわたり保護者の医療負担も高額となる特定疾病にかかっている児童の医療給付を行う。なお、小児慢性特定疾病医療費支給事業(国事業)に該当しなかった児童に対し、小児指定疾病医療費助成事業(市事業)を実施している。

○令和6年度未受給者証(国事業)・登録者証(市事業)交付状況

	国事業	市事業
新規件数	82件	5件
受給者数	636人	61人

4 千葉県肝炎治療特別促進事業

千葉県との協定により B 型及び C 型肝炎患者のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費の助成申請を受け付けている。

○令和 6 年度肝炎治療受給者証申請状況

申請者数：321 人 認定者数：319 人

5 難病患者援助金

難病対策事業の一環として、潰瘍性大腸炎、ベーチェット病等の指定難病（348 疾病）、小児慢性特定疾病（16 疾患群・801 疾病）の治療を現に受けている者に対し、患者の費用の負担軽減を目的として援助金を支給する。

○令和 6 年度援助金支給額

	支給額	備考
入院	月額 1 人 10,000 円	20 日以上入院の場合
通院	月額 1 人 5,000 円	1 日以上通院の場合と 20 日未満の入院の場合

○令和 6 年度援助金支給実績

	入院	通院	計
難病患者援助金支給額	13,010,000 円	193,110,000 円	206,120,000 円

6 原子爆弾被爆者援護対策

地方自治法に基づく事務処理の特例及び協定により認定申請受付交付や各種手当支給申請の窓口事務を行う。また、被爆者の福祉の増進のため、市内に住所を有する原爆被爆者に対し年 1 回、1 人 7,000 円を支給する。（昭和 56 年 4 月 1 日施行）

○令和 6 年度原子爆弾被爆者健康手帳交付状況・原爆被爆者見舞金支給状況

	人数・件数	支給金額
年度末被爆者健康手帳交付者数	160 人	1,064,000 円
原爆被爆者見舞金支給件数	152 件	

14 精神保健福祉

【保健総務課】

1 精神保健福祉相談・訪問指導事業

市民の精神保健福祉に関する相談について、嘱託医師による予約制の相談窓口を月 4 回設置する。また、職員による相談・訪問指導を実施する。

○令和 6 年度実績（件数）

嘱託医師による定例相談（予約制）	22 件
電話相談（メール相談を含む）	4,084 件
来所相談	195 件
家庭訪問	453 件

保健所

2 保健所デイケアクラブ

回復途上の精神障害者を対象に社会参加の場を提供し、集団活動を通して自発性・社会性を養い、対人関係の改善をはかり、社会生活への適応性を高めることを目的に毎月4回、グループワークを実施する。

○令和6年度実績（人数）

実人数：17人 延人数：161人

3 精神障害者社会復帰施設

◎船橋市地域活動支援センター

精神障害者の社会復帰と自立、社会参加への促進を図るため、各種プログラムを実施する施設。

○開設年月日：平成13年10月1日

○所在地：北本町1-16-55 3階（平成27年10月移転） 電話：409-2487 Fax：409-1948

○運営：（指定管理者）NPO法人船橋こころの福祉協会

○令和6年度実績（件数・人数）

電話相談	7,633件
来所相談	414件
訪問相談	665件
通所者延人数（日常生活支援事業対象者）	3,104人

4 普及啓発事業

精神障害者に対する偏見、差別の解消及び正しい知識の普及啓発を図るため普及啓発講演会を実施する。

○令和6年度実績

実施回数：1回 参加人数：45人

5 家族支援事業

精神障害者を抱える家族の不安軽減、適切な治療環境づくり及び社会復帰の促進を目指し家族のための学習会を実施する。

また、家族同士の支えあい、交流の場を設けることで、家族の孤立感を軽減し家族が元気になることを目的に、家族のための交流会を実施する。

○令和6年度実績

事業名称	回数	参加者人数
家族のための学習会（ネット・ゲーム・ギャンブル依存症）	1回	8人
家族のための学習会（双極性障害）	1回	8人
家族のための交流会	1回	5人
市内家族会とピアサポーターとの交流会	1回	26人
精神保健福祉士による当事者家族との交流会	1回	12人

6 成年後見制度利用支援事業

精神障害者のうち、成年後見人等の市長申立て時の費用や、成年後見人等の報酬の支払いが困難な者に対して助成する。

○後見人等報酬の助成額の上限

在宅 月額 28,000 円

施設入所・長期入院 月額 18,000 円

7 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業

精神障害者の地域移行・地域定着に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するため、精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等の職員に対し研修会等を実施する。

○令和 6 年度実績

事業名称	回数	参加者数
船橋市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進部会（実務者会議）に係る事例検討会	2 回	49 人
市内精神障害者福祉施設の見学会	3 回	17 人
市内訪問看護事業所向け研修	1 回	8 人
地域移行関係職員研修会	1 回	52 人

8 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業

精神科医療機関等に入院中の患者等を対象に、地域生活支援に係る事業を実施する。

○令和 6 年度実績

事業名称	回数	参加者数
ピアサポーターと市内精神科病院入院患者との交流会	8 回	92 人

9 船橋市精神保健福祉推進協議会

医師会、医療機関、家族会、福祉関係学識経験者を協議会委員として委嘱し、精神障害者が社会復帰するために必要な福祉施策を推進し、市民の精神保健の増進を図るための事業を実施する。

○開催回数

委員会 1 回 幹事会 4 回

○事業実施

事業名称	時期	参加者数	場所
第 26 回精神保健福祉ボランティア養成講座	令和 6 年 10 月 3 日 ～ 11 月 28 日 (全 9 回)	12 人	保健福祉センター他
第 14 回スポーツ交流大会	令和 6 年 10 月 22 日	43 人	総武病院体育館
第 32 回こころの広場交流会	令和 6 年 12 月 13 日	166 人	高根台公民館
第 23 回心の健康セミナー 演題「トラウマってなに！？～傷ついたこころの回復へのヒント～」	令和 7 年 3 月 13 日	78 人	中央公民館
小冊子刊行 「市民のためのこころの健康・No. 37」	令和 7 年 3 月発行	6,000 部 (発行部数)	

10 船橋市地域精神保健福祉連絡協議会

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業をはじめとする地域精神保健福祉活動の推進について協議検討し、関係機関、関係団体等との連携及び協力体制の整備等を図るため協議会を実施する。また部会として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進部会を設置し、地域課題の把握と課題解決に向けた取り組み案の検討および地域関係者間の顔の見える関係づくりの構築推進を図る。

○開催回数

委員会：1回 部会：2回

15 食品衛生事業

【衛生指導課】

1 営業施設の許可

市内には、立地条件から大規模小売店舗や食品製造施設が多く、また、地方卸売市場も設置されていることなどから、食品関係営業施設はその数、集中度も県内有数となっている。

	要許可	要届出
営業施設数	5,950	2,297
新規許可件数	934	—
継続許可件数	—	—
廃業件数	440	146
不許可件数	5	—
ふぐ認証施設数	36	—

2 施設の監視指導・収去検査

市内の食品の安全性を確保するため、食品の収去検査を行うとともに、食品関係営業施設の一斉監視並びに食品製造施設等の監視指導を実施し、食品等事業者に対し HACCP に沿った衛生管理について必要な助言や指導を行う。

区分	件数
監視件数	1,689
要許可	1,545
要届出	144
無許可	3
指導票交付	15
違反食品	10
苦情処理	263
食中毒	8
食中毒関連調査	65
食品の収去検査検体数※	208
食品の収去検査項目数※	6,345

※買上げ検査を含む。

3 自主管理体制の強化と夏期・年末における食中毒予防対策

食品衛生知識の普及向上を図るため、食品等事業者等を対象に衛生講習会を開催する。

また、新規営業者講習会、食中毒予防啓発事業を船橋市食品衛生協会への業務委託により実施する。

○令和6年度実績

講習会	実施回数	参加人数	備考
食品衛生講習会	46	1,679	令和6年度から食品等事業者向けオンラインの受講者数を含む
新規営業者講習会	6	12	
食品衛生責任者養成講習会	12	599	市長が指定した食品衛生責任者を養成するための講習会として食品衛生協会が実施

食中毒予防啓発事業	日程
夏期一斉監視指導	7/1 から 7/31 まで
食品衛生月間の実施	8/1 から 8/31 まで
食中毒注意報発令	6/1 から 9/30 まで
食中毒警報発令	7/9 から 9/30 まで
食中毒予防啓発事業	6/5
年末一斉監視指導	12/1 から 12/31 まで

16 動物の愛護管理及び狂犬病予防事業

【衛生指導課】

動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法及び船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬等による危害防止、動物の正しい飼い方の指導や助言、動物愛護管理に関する普及啓発、畜犬登録等の事務（犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付等）を行う。

1 野犬等の捕獲、収容

狂犬病予防法、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬等による危害を防止するため、野犬等の捕獲・収容を行う。

○令和6年度犬・猫収容処分頭数

	捕獲	引取	負傷	返還	譲渡	死亡	殺処分
犬	11	1	0	7	6	0	1
猫		105	8	0	107	5	14

※犬：前年度から2匹繰入れ、次年度へ0匹繰越し

猫：前年度から22匹繰入れ、次年度へ9匹繰越し

2 動物愛護管理に関する普及啓発

ア 市民からの電話・来所等による動物に関する苦情処理・相談業務を行う。

○令和6年度実績

保健所

	犬	猫	その他	計
苦情処理	460	221	11	692
相談受理	1,867	681	32	2,580

イ 動物の愛護及び管理に関する法律による動物愛護週間（9月20日から26日）等において、動物愛護管理に関する普及啓発事業を実施する。

○イベント等

事業名	実施日及び参加人数
猫の飼い方教室・お悩み相談	6月30日(7名)
愛犬セミナー	6月30日(9名)
犬のしつけ方教室	6月8日(22名)・7月21日(14名)・10月6日(20名)・11月9日(10名)・3月2日(17名)
譲渡会	6月15日(5名)・7月27日(2名)※
バックヤードツアー	7月27日(24名)・8月4日(21名)・3月28日(17名)
なかよし動物フェスティバル	9月23日

※10月及び11月の「譲渡会」は希望者なしのため、中止した。

○適正飼養及び災害対策に関するパネル展

実施場所：市役所1階、保健所1階、中央図書館、北図書館、公民館、イオンモール船橋（動物愛護週間行事の一環として実施）、動物愛護指導センター

3 飼い主のいない猫の不妊手術実施事業

地域における飼い主のいない猫の繁殖の抑制のため、動物愛護指導センター及び京葉地域獣医師会会員診療施設（動物病院）において飼い主のいない猫の不妊手術を実施する。

○令和6年度飼い主のいない猫の不妊手術実施頭数

オス	160
メス	116
合計	276

4 負傷動物の診察・治療

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、負傷動物の収容及び診察・治療を行う。

なお、業務時間外に収容された負傷動物については、京葉地域獣医師会への業務委託により対応する。

○令和6年度負傷動物収容・委託治療数

	収容	診察	治療	委託治療
犬	0	0	0	0
猫	8	8	8	0
その他	1	1	0	0

※犬、猫の収容頭数は再掲

5 動物取扱業各種登録申請受理、立入検査関係事業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業に関する登録（変更、廃止等を含む）の申請受理及び施設への立入検査等に係る事務を行う。

○令和6年度末第一種動物取扱業登録施設数：166 施設、立入施設数：56 施設

6 第二種動物取扱業各種届出受理、立入検査関係事業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第二種動物取扱業に関する届出等の受理及び施設への立入検査等に係る事務を行う。

○令和6年度末第二種動物取扱業届出施設数：9 施設、立入施設数：0 施設

7 畜犬登録

狂犬病予防法に基づき畜犬の登録及び鑑札・狂犬病予防注射済票の交付を行う。また、4月及び5月に公益社団法人千葉県獣医師会と協力し、集合による狂犬病予防注射を行う。

○令和6年度末畜犬登録件数：28,926 頭

17 生活衛生事業

【衛生指導課】

1 生活衛生関係営業等施設の許認可、立入検査、指導等

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場などの生活衛生関係営業施設について、各法に基づき確認・許可及び監視指導を行う。

また、化製場、遊泳用プールなどの生活衛生関係施設については、立入検査を実施し、衛生上の危害発生防止及び水質管理などについて指導を行う。

水道施設、特定建築物などについては、水道法、小規模水道条例、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、立入検査を実施し、水質管理及び施設の衛生管理などについて指導を行う。

公衆浴場の確保及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、市内一般公衆浴場6浴場を対象に、経営基盤安定化補助金、設備改善事業費補助金の交付を行う。また、千葉県公衆浴場業生活衛生同業組合船橋支部が実施する「ふれあいお風呂の日」（小学生を対象に第二・第四土曜日、祝日及び振替休日、親子ペアを対象にこどもの日・母の日・父の日）の無料入浴事業に対して補助金の交付を行う。

保健所

○令和6年度 生活衛生関係施設数及び監視件数

業種	施設数	監視件数	監視率
興行場	12	4	33%
旅館	73	61	84%
公衆浴場	38	38	100%
理容所	331	104	31%
美容所	960	260	27%
クリーニング所	238	84	35%
特定建築物	107	32	30%
化製場	36	33	92%
遊泳用プール	19	18	95%
水道施設	1,096	140	13%
温泉	2	2	100%
建築物衛生事業登録	61	15	25%

2 そ族昆虫等駆除及び相談

感染症を媒介するネズミや、不快害虫であるユスリカ・チョウバエの幼虫を駆除するための薬剤を配布するとともに、危険度の高いスズメバチの巣の撤去を行う。

○令和6年度

事業内容	数量等
ユスリカ・チョウバエ駆除剤配布	6,839 袋
殺そ剤配布	1,033 袋
スズメバチの巣の撤去	338 件
ユスリカ等発生抑制剤散布業務	0 件